

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物

関係原子力事業者が処理

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域^{※1}の指定

※1平成24年1月1日時点で警戒区域・計画的避難区域に指定されていた地域（檜葉町については全域）



環境大臣による対策地域内廃棄物処理計画の策定



国が処理

②指定廃棄物

水道施設、下水道、焼却施設等の施設において生ずる廃棄物の放射能濃度の調査（義務）

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の放射能濃度の調査（任意）

環境大臣に申請

セシウム134・137の放射能濃度の合計が8,000Bq/kgを超える廃棄物は、環境大臣が指定廃棄物として指定^{※2}



国が処理

※2 指定を受けるまでは、廃棄物処理法が適用

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

- 事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある廃棄物として、一定の地域にある一定の種類（水道施設や下水道の脱水汚泥、焼却施設の焼却灰、廃堆肥、廃稲わら、除染廃棄物等）を環境省令で規定
- 廃棄物処理法の処理基準及び特措法の特別処理基準に基づき、市町村・事業者が処理